

成田市農地耕作条件改善事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、農地耕作条件改善事業を実施する団体に対し、当該農地耕作条件改善事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、農地の区画の拡大、用水施設及び排水施設の整備等を推進し、もって農業の競争力の強化及び農業の振興を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において「農地耕作条件改善事業」とは、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日農振第2069号。以下「国要綱」という。）第3の1に掲げる地域内農地集積型による事業のうち定率助成に係る事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 成田市農地耕作条件改善事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する土地において、農地耕作条件改善事業を実施すること。
- (2) 農地耕作条件改善事業について、国から採択を受けた団体又は受ける見込みのある団体であること。
- (3) 団体又は団体を構成する者が次条第1項に規定する補助対象経費について、本市の他の補助制度の補助を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に所在する土地において実施される農地耕作条件改善事業に係る経費であって、国要綱第19の2により助成の対象となるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の100分の13以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、農地耕作条件改善事業を実施する年度の前年度の8月末日までに成田市農地耕作条件改善事業事前協議書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に協議しなければならない。

- (1) 農地耕作条件改善事業に係る概要書
- (2) 農地耕作条件改善事業に係る区域図
- (3) 農地耕作条件改善事業に係る見積書又はその写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、成田市農地耕作条件改善事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 経費の配分及び事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体規約等
- (4) 農地耕作条件改善事業に係る見積書又はその写し
- (5) 農地耕作条件改善事業について、国から採択を受けたこと又は受ける見込みのあることを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、成田市農地耕作条件改善事業補助金交付決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに成田市農地耕作条件改善事業補助金変更申請書（別記第4号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、成田市農地耕作条件改善事業補助金変更決定・却下通知書（別記第5号様式）により当該申請をした交付決定団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(中止の届出)

第11条 交付決定団体は、補助金に係る農地耕作条件改善事業を中止しようとするときは、成田市農地耕作条件改善事業中止届（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

(実績の報告)

第12条 交付決定団体は、補助金に係る事業が完了したときは、速やかに成田市農地耕作条件改善事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げ

る書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 農地耕作条件改善事業に要した経費の領収書の写し
- (4) 農地耕作条件改善事業に係る施工状況を確認できる図面及び写真
- (5) 農地耕作条件改善事業に係る契約書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(確定の通知)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、
適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、成田市農地耕作
条件改善事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により当該報告をした
交付決定団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、補助金の交付を受
けようとするときは、成田市農地耕作条件改善事業補助金交付請求書（別記
第9号様式）により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第15条 交付決定団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、成田市
農地耕作条件改善事業補助金概算払請求書（別記第10号様式）により市長
に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補
助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金に係る事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した
条件その他法令又はこの規則に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた団体
に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第13条の規定により交付すべき額を確定した後におい
ても適用する。

(返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該
取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命
ずるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定団体は、補助金の交付を受けて農地耕作条件改善事業を行

ったことにより取得し、又は効用を増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、交付決定団体が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(確認等)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定団体に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以後の農地耕作条件改善事業に係る補助について適用する。

(成田市乾田化事業補助金交付規則の一部改正)

2 成田市乾田化事業補助金交付規則（平成13年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 乾田化事業費について、本市の他の補助制度の補助を受けていないこと。

[別記様式 略]